

【身体拘束等の適正化のための指針】

1 基本方針

合同会社大福(居宅介護事業所夢だいふく)は、利用者の尊厳及び自己決定を尊重し、身体拘束その他の行動制限を原則として行わない。

身体拘束は利用者の身体的・精神的自由を制限する行為であり、生活の質(QOL)を低下させる可能性があることから、身体拘束を行わない支援の実現に努める。

ただし、利用者又は他者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に限り、次の3要件をすべて満たした場合のみ身体拘束を実施する。

身体拘束実施の3要件

(1)切迫性

利用者本人又は他者の生命・身体に重大な危険が差し迫っていること。

(2)非代替性

身体拘束以外に安全を確保する方法がないこと。

(3)一時性

身体拘束が必要な期間が一時的であり、最小限であること。

2 身体拘束等の対象となる行為

身体拘束に該当する又は身体拘束につながる可能性がある行為として、次のものを取り扱う。

身体拘束に該当する行為

- ・ ベッド柵等による行動制限
- ・ 車椅子ベルト等による固定
- ・ ミトン、抑制帯等の使用
- ・ 居室等への閉じ込め
- ・ 強制的な離床制限
- ・ 本人意思に反した姿勢保持
- ・ 行動を制限するための身体的拘束

身体拘束につながるおそれのある行為

- ・ 威圧的な指示や命令
- ・ 「待って」「動かないで」を繰り返す対応
- ・ トイレ希望を必要以上に制限する行為

- 本人の意思表示を妨げる対応
- 本人不在で支援方法を決定する行為
- スピーチロック
- 介助者都合による生活制限
- 外出や活動機会を不当に制限する行為

3 身体拘束適正化責任者

身体拘束等の適正化を推進するため、身体拘束適正化責任者を配置する。

身体拘束適正化責任者

管理者

主な役割

- 身体拘束適正化の推進
- 委員会の開催
- 研修の実施
- 身体拘束実施時の確認
- 再発防止策の策定

4 身体拘束適正化委員会

身体拘束等の適正化を推進するため、身体拘束適正化委員会を設置する。

委員会の役割

- 身体拘束実施状況の確認
- ヒヤリハット及び事故報告の分析
- やむを得ない身体拘束の妥当性検討
- 身体拘束廃止に向けた検討
- 再発防止策の検討
- 虐待防止委員会との連携

開催頻度

年1回以上開催し、必要に応じて随時開催する。

5 身体拘束実施時の対応

やむを得ず身体拘束を実施する場合は、事前に利用者及び家族等へ説明し、同意を得るよう努める。

また、身体拘束中は利用者の状態を継続的に観察し、身体拘束の早期解除に向けて検討を行う。

6 記録

身体拘束を実施する場合は、次の事項を記録する。

- 身体拘束を必要とした状況
- 身体拘束の具体的内容
- 実施開始日時及び終了日時
- 切迫性・非代替性・一時性の判断内容
- 代替手段の検討内容
- 利用者及び家族への説明内容
- 実施中の様子及び経過観察
- 解除に向けた検討内容

7 研修

全職員を対象に年 1 回以上、身体拘束等の適正化に関する研修を実施する。

研修内容例

- 身体拘束の定義
- 身体拘束廃止の考え方
- 障害者虐待防止法
- 不適切支援
- スピーチロック
- 重度訪問介護における具体事例
- 姿勢保持と身体拘束の違い
- 利用者の尊厳及び自己決定支援

新規採用職員についても、採用時に身体拘束等の適正化に関する研修を実施する。

8 利用者等への説明

本指針は事業所内への掲示及びホームページへの掲載等により公表し、利用者及び家族へ周知する。

9 指針の見直し

本指針は法令改正、委員会での検討結果、研修内容等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

制定日 令和 2 年 7 月 1 日

最終改訂日 令和 8 年 7 月 1 日